

教育活動等に関する自己点検・自己評価報告

1 経緯

- (1) 平成19年6月の学校教育法の改正により、「学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るための必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めること」とされた。
 - (2) 当校では、これに取り組むため、平成21年10月に学校評価準備委員会を設置し、年次計画や「看護師等養成所の教育活動等に関する自己評価指針（同作成検討会報告（平成15年7月））」に基づき実施することを決定し、予備調査等の準備作業を開始した。
 - (3) 平成22年5月に学校評価委員会を設置し、本格的に自己点検・自己評価作業を開始した。
平成22年度は、「教育目標」や「経営・管理過程」を中心とする7つのカテゴリについて点検・評価を実施し、残りの「教育課程経営」、「教授・学習・評価過程」の2つのカテゴリの点検・評価と「全体まとめ」を平成23年度に実施した。
- ※学校評価委員会 7人（学校長、副校長（2）、庶務課長、各学科教務主任（3））
- (4) 看護師等の養成において社会的なニーズ、学生の背景は常に変化している。時代を担う看護師を養成するためにそれらの変化、発展の方向性を把握、分析、解釈し教育の評価を行う必要がある。
平成23年度の自己点検・自己評価から7年を経過し、平成30年度、再度自己点検、自己評価を行うとともに、以後、循環的、継続的に行い、教育活動の質の向上を目指すこととする。

2 自己点検・自己評価の方法と結果（平成30年度）

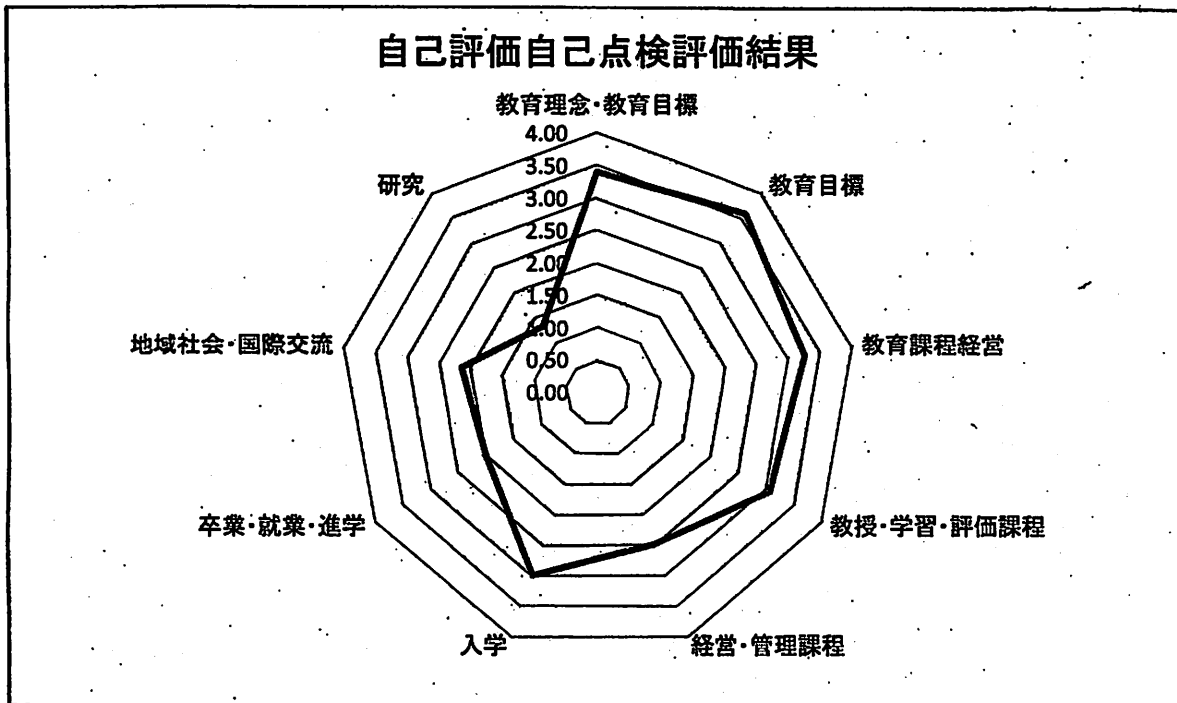
カテゴリ	9領域	
I 教育理念・教育目的	5項目	
II 教育目標	5項目	
III 教育課程経営	15項目	
IV 教授・学習・評価過程	12項目	
V 経営・管理過程	14項目	
VI 入学	2項目	
VII 卒業・就業・進学	4項目	
VIII 地域社会・国際交流	7項目	
IX 研究	3項目	
計	67項目	

学校評価委員会で「看護師等養成所の教育活動等に関する自己評価指針」に基づき自己評価を行った。

評価のカテゴリ：9領域、67項目
 評価の基準：4 当てはまる 3 やや当てはまる
 2 やや当てはまらない 1 当てはまらない

以下の図は評価項目の評価点の平均値をカテゴリ毎に表したものです。

以上の結果から、「II教育目標」は3.5を超える高い評価となっている。
 「I教育理念・教育目的」、「III教育課程経営」、「IV教授・学習・評価過程」及び「VI入学」は、3.0以上となっている。
 「VII卒業・就業・進学」、「VIII地域社会・国際交流」、「IX研究」は、2.5以下という低い評価となっている。



各カテゴリ毎の評価の概要は次の表のとおりである。
自己点検・自己評価結果の概要

I 教育理念・教育目的	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育理念は、「生命尊重、人間愛、使命感、責任感、自立」の5項目を、教育目的は、「社会のニーズに貢献しうる人間性豊かな看護の実践者の育成」を掲げており、これに基づき教育目標、教育計画、教育内容や方法などを定めている。 ○ 教育理念、教育目標は、シラバス（学習計画）や校内掲示などで学生への周知を図っているが、学習の指針として学生への浸透はまだ低い状況にある。 ○ 学生の特徴、背景、傾向等について分析し、各学科ごとに教育活動指針を定め、教育理念、教育目標の浸透を図っている。
II 教育目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育目標は、教育理念、教育目的と一致し、教育内容を網羅したものとなっている。 ○ 教育内容に達成・向上体験の到達レベルを明記し、教育目標に対応しての教育活動のゴールが読みとれるものとなっている。 ○ 卒業後の継続教育に関する考え方を明確に示していない。
III 教育課程経営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育課程の編成にあたっては、教育理念、教育目的・目標を達成するために、教務会議、拡大会議（各領域別リーダーによる）等で検討を重ねている。 また、教育課程の運営については、教務会議で確認し、一貫した活動を行っている。 ○ カリキュラム検討会等で学生の特徴、卒業時に求める学生像等を充分検討し、教育課程を編成している。 また、教育理念、教育目的・目標の意図を明確に捉え、教育内容の階層的関連性、配分を考慮し科目、単元を構成している。 ○ 単位修得の方法とそれに伴う制約については、学則、運営細則に規定し、学生が分かるように学生手帳に明示している。 また、看護師になるために履修科目の配列、順序性を考慮し、知識と技術の統合を図っている。 ○ 教育課程の評価体系については、教員を対象とした学生による授業評価は行っておらず、不十分である。 また、結果の活用における倫理規定は決めていない。 ○ 教員の担当科目は経験等で分担させているが、異動・欠員の補充時は前任者の担当を引き継いでおり、専門性を発揮できる状況でない。 また、学習会の開催、研修の報告会等を行っているが、自己研鑽システム、相互研鑽システムは整えられておらず、個人の自助努力に頼っている。 ○ 臨地実習については、実習施設との打ち合わせ等で意見交換を行い、それぞれの役割を明確にし、協働体制を整えている。 しかし、カリキュラムの変更、実習施設の広域化が進み、教員が行う学生への指導は十分とはいえない。
IV 教授・学習・評価過程	<ul style="list-style-type: none"> ○ 授業内容のまとまりの考え方については、シラバスに詳細に明示しているが、評価の記載をしていない。 ○ 授業の展開にあたっては、授業内容に応じて講義、実習等の授業形態を選択している。 実際の授業では、授業計画に基づく課題の提示、説明、発問、演示を駆使して学習を支援している。 ○ 目標達成の評価とフィードバックについては、計画的な評価は行っていない。 単位認定の評価については、学生手帳に明示（学則、運営細則）し、評価は、運営細則運用基準に基づき公平に行っている。 ○ 学習の動機付けと支援については、教員と学生にシラバスを提示してあり、学校全体として一貫性をもって行っている。 ○ カリキュラム改正にむけて現行カリキュラムの評価
V 経営・管理過程	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校経営や管理運営に関する管理者の基本的考え方については、学則等の定めのほか、平成30年度学校目標、定例の運営委員会で示されている。 ○ 財政基盤は、授業料のほか大部分は県の一般財源となっており、学習の質の向上を図るため予算の確保が必要である。 ○ 看護の専門教育に必要な設備については、老朽教材の更新が必要である。計画的な図書室の充実や最新の教材の整備が必要である。 ○ 学生が修学を継続できるための支援については、経済的支援（修学資金の斡旋）、健康相談、学習困難者への支援、カウンセリング室の利用、進路選択への支援などの体制を整備している。 ○ 学校の運営については、中・長期経営計画の策定を目的に、自己点検・自己評価体制を整備・運用し、維持改善策を整理・検討する。 ○ ホームページ等を活用した学校からの情報発信をさらに進め、学校の情報公開を進める必要がある。
VI 入学	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学生募集については、オープンスクール、学生募集案内の配布や学校訪問等により行っているが、学生募集案内には、当校のセールスポイントとなる教育理念、教育目的、アドミッションポリシーが述べられていない。 ○ 学校の情報公開をすすめる必要がある。
VII 卒業・就業・進学	<ul style="list-style-type: none"> ○ 卒業生の到達状況を捉える方法は、技術項目の到達度測定、試験、実習評価表で行っており、国家試験等の合格率、病院等への就職率は良好であることから、一定の教育水準を維持するものとなっている。 ○ 卒業生の活動状況については、実習先病院等からの情報は得ているものの、就職先での看護実践能力などの統一的な調査はしていない。

VIII 地域社会・国際交流	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の要請に応じて、教員を地域の看護研究会等へ派遣し、指導・助言等を行っているが、学校主体の地域公開講座や啓発・普及は充分ではない。災害時学生ボランティア活動など、地域貢献に取り組んでいる。 また、地域の資源を学習・教育に活用する取り組みは課題である。 ○ 国際的視野を広げるための外国語、JICAの授業科目を設定している。 ○ 留学生等の受入れ、留学や海外での活動等への支援については、希望があれば対応可能となっている。
IX 研究	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教員の研修活動については、全国的な学会等への参加機会を設けているほか、他の機関の研究活動に参画する事例はあるが、当校独自で活発に研究活動に取り組む環境にはない。 ○ 研究に関する倫理規定を設けているが、さらに環境整備をすすめていく必要がある。

3 今後の対応

今回評価の低かった「VII卒業・就業・進学」、「VIII地域社会・国際交流」及び「IX研究」については、それぞれ、

- 就業・進学の情報提供、適切な時期に進路相談の実施など学生への支援策
- 学校の地域貢献のあり方
- 教員の研究活動のあり方

などの改善策を検討する必要がある。

なお、これらの改善策については、令和元年度に改善または改善策を検討することとしている。